

プレス資料

① 議案関係資料

令和5年第2回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件名
議案第1号	監査委員の選任について
議案第2号	令和5年度神栖市一般会計補正予算（第4号）
議案第3号	工事請負契約の締結について ・ 5 須田団地雨水排水路整備工事
議案第4号	工事請負契約の締結について ・ 5 神栖市立大野原西小学校校舎外壁改修工事
議案第5号	神栖市道路線の認定について
議案第6号	神栖市道路線の廃止について
議案第7号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和5年度神栖市一般会計補正予算（第1号）
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市税条例の一部を改正する条例
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和5年度神栖市一般会計補正予算（第2号）
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和5年度神栖市一般会計補正予算（第3号）
報告第1号	令和4年度神栖市一般会計継続費繰越計算書

報告第2号	令和4年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第3号	令和4年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書
報告第4号	令和4年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書
報告第5号	令和4年度神栖市下水道事業会計継続費繰越計算書
報告第6号	令和4年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書
報告第7号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和4年度事業報告及び決算並びに令和5年度事業計画及び収支予算について

令和5年第2回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件名	概要	備考
議案第1号	監査委員の選任について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方自治法 第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。</p> </div>	池田 誠 委員の任期が令和5年9月9日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する同氏を引き続き監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。 【氏名】池田 誠 【住所】神栖市平泉	
議案第2号	令和5年度神栖市一般会計補正予算（第4号） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 補正内容の詳細は財政課作成資料を参照 </div>	補正は歳入歳出それぞれ2億3,801万1千円を追加し、補正後の予算規模を469億6,703万3千円とするものであります。 補正前の額 46,729,022千円 補正額 238,011千円 計 46,967,033千円 補正の主な内容につきましては、物価高騰等により厳しい経営環境にある事業者を支援するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金等を充てるものであります。	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 3 号	工事請負契約の締結について ・ 5 須田団地雨水排水路整備工事 <div data-bbox="125 427 1010 603" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】（抄） 第 2 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。</p> </div>	須田団地雨水排水路整備工事に係る工事請負契約の締結について、去る 5 月 10 日に入札を執行した結果、落札者と仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。 【契約の金額】 184,800,000 円 【契約の相手方】 大勝建設株式会社 茨城県神栖市波崎 8 8 5 0 番地 代表取締役 宮内 隆	
議案第 4 号	工事請負契約の締結について ・ 5 神栖市立大野原西小学校校舎外壁改修工事	神栖市立大野原西小学校校舎外壁改修工事に係る工事請負契約の締結について、去る 5 月 10 日に入札を執行した結果、落札者と仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【契約の金額】 211,200,000 円 【契約の相手方】 常総開発工業株式会社 茨城県神栖市賀 2108 番地 8 代表取締役 石津 正美	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 5 号	神栖市道路線の認定について 【道路法】（抄） 第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市長村長がその路線を認定したものをいう。 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 [以下 略]	開発行為に伴う寄附によるもの 4 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 6 号	神栖市道路線の廃止について 【道路法】（抄） 第 10 条 [略] 2 [略] 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。	土地改良事業に伴う区画整理により 5 路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 号）	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 補正は歳入歳出それぞれ 3 億 3,676 万 9 千円を追加し、補正後の予算規模を 462 億 4,976 万 9 千円とするものであります。	

令和5年第2回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件名	概要	備考						
	<p>地方自治法 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p>	<table border="0"> <tr> <td>補正前の額</td> <td>45,913,000千円</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>336,769千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46,249,769千円</td> </tr> </table> <p>補正の内容につきましては、新型コロナワクチンの特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長されたことから、引き続きワクチン接種を実施するため、補正予算を計上し、3月29日に専決処分したものであります。</p>	補正前の額	45,913,000千円	補正額	336,769千円	計	46,249,769千円	
補正前の額	45,913,000千円								
補正額	336,769千円								
計	46,249,769千円								
議案第8号	<p>専決処分の承認を求めることについて ・神栖市税条例の一部を改正する条例</p>	<p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正の内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴う個人住民税における森林環境税の導入による見直し、軽自動車税における種別割のグリーン化特例の延長、固定資産税における大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置等について規定するため、3月31日に専決処分したものであります。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税の導入に伴う改正 ・軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能割の税率区分の見直し ・種別割のグリーン化特例の延長・見直し ・特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応 							

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化 ・固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置 ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置 ・バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置 	
議案第 9 号	<p>専決処分の承認を求めることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正の内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減対象世帯の拡大を図るため、また、文言の整理をするため、3 月 31 日に専決処分したものであります。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ・・・「20 万円」→「22 万円」 ・低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得基準について、被保険者に乗ずる金額の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 5 割軽減の基準・・・「28 万 5 千円」→「29 万円」 2 割軽減の基準・・・「52 万円」→「53 万 5 千円」 ・規定の適正化のため、文言の整理をする。 	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 改正の内容につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移るため、3 月 31 日に専決処分したものであります。 【改正内容】 ・ こども家庭庁の設置に伴う児童福祉法等の行政組織に関する法律の整備によって、指針については内閣総理大臣が定めることとされたことから、当該条例の一部改正を行う。	
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 2 号）	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 補正は歳入歳出それぞれ 1 億 7,456 万 2 千円を追加し、補正後の予算規模を 464 億 2,433 万 1 千円とするものであります。 補正前の額 46,249,769 千円 補 正 額 174,562 千円 計 46,424,331 千円	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

議案番号	件 名	概 要	備考
		<p>補正の内容につきましては、食費等の物価高騰等に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対する生活支援策を早期に実施するため、補正予算を計上し、4月20日に専決処分したものであります。</p>	
議案第 12 号	<p>専決処分の承認を求めることについて ・令和 5 年度神栖市一般会計補正予算（第 3 号）</p>	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>補正は歳入歳出それぞれ 3 億 4 6 9 万 1 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 6 7 億 2, 9 0 2 万 2 千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;">補正前の額 4 6, 4 2 4, 3 3 1 千円 補 正 額 3 0 4, 6 9 1 千円 計 4 6, 7 2 9, 0 2 2 千円</p> <p>補正の内容につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰で特に影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、給付金を早期に支給するほか、市道 1-9 号線を早期に開通するため、補正予算を計上し、5月16日に専決処分したものであります。</p>	
報告第 1 号	令和 4 年度神栖市一般会計継続費繰越計算書	地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 8

議案番号	件 名	概 要	備考
		<p>【自治法施行令】（抄） 第 145 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 31 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。 2 及び 3 〔略〕</p>	
報告第 2 号	令和 4 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
		<p>【自治法施行令】（抄） 第 146 条 〔略〕 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。 3 〔略〕</p>	
報告第 3 号	令和 4 年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定に基づき、報告するものであります。	
		<p>【地方自治法】（抄） 第 220 条 〔略〕 2 〔略〕 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終われなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。 【自治法施行令】（抄） 第 150 条 〔略〕 2 〔略〕 3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項 ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。</p>	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 9

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 4 号	令和 4 年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するものがあります。	
<p>【地方公営企業法】（抄） 第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。 2 [略] 3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。</p>			
報告第 5 号	令和 4 年度神栖市下水道事業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、報告するものがあります。	
<p>【地方公営企業法施行令】（抄） 第 18 条の 2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の 5 月 31 日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。 2 及び 3 [略]</p>			
報告第 6 号	令和 4 年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するものがあります。	
報告第 7 号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和 4 年度事業報告及び決算並びに令和 5 年度事業計画及び収支予算について	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和 4 年度事業報告及び決算並びに令和 5 年度事業計画及び収支予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものがあります。	

令和 5 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 10

議案番号	件 名	概 要	備考
		<p>【地方自治法】（抄） 第 243 条の 3 〔略〕 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 3 〔略〕</p> <p>【地方自治法施行令】（抄） 第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。 2 〔略〕</p>	